

○和光市環境審議会条例

平成 14 年 3 月 27 日

条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、和光市環境審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査及び審議を行うため、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、和光市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内で事業を営む法人の代表者
- (3) 市内の公共的団体の代表者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。